

(仮称) 千種駅前計画に係る
環境影響評価方法書

(大規模建築物の建築)

令和8年2月

積水ハウス株式会社

はじめに

本環境影響評価方法書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、令和 7 年 9 月 5 日に名古屋市に提出した「（仮称）千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書」（積水ハウス株式会社，令和 7 年 9 月）に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ、対象事業の目的、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものである。

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 事業の名称及び種類	2
2-2 事業の目的及び経緯	2
2-3 事業の内容	9
第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	14
3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	14
3-2 建設作業時を想定した配慮	15
3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	17
第4章 対象事業の事業予定地及びその周辺地域の概況	19
4-1 自然的状況	22
4-2 社会的状況	50
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目	84
5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握	84
5-2 影響を受ける環境要素の抽出	84
第6章 調査、予測及び評価の手法	89
6-1 調査及び予測	89
6-2 環境の保全のための措置の検討	112
6-3 評価	112
第7章 環境影響評価手法の概要	113
第8章 環境影響評価の手続に関する事項	117
8-1 環境影響評価の手順及び環境影響評価方法書作成までの経緯	117
8-2 計画段階環境配慮書に対する意見と見解	119

【資料編】

資料－1	大気汚染に係る環境基準等	資料-1
資料－2	騒音に係る環境基準	資料-3
資料－3	水質汚濁に係る環境基準等	資料-4
資料－4	土壌の汚染に係る環境基準	資料-10
資料－5	ダイオキシン類に係る環境基準	資料-11
資料－6	騒音に係る規制	資料-12
資料－7	振動に係る規制	資料-16
資料－8	地盤に係る規制	資料-19
資料－9	日照に係る規制	資料-20
資料－10	緑化に係る規制	資料-23

【用語解説】

<略称>

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条例名等	略称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)	「名古屋市環境保全条例施行細則」
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局
東海旅客鉄道	JR
名古屋市営地下鉄	地下鉄
名古屋市営バス	市バス

